

議 第 9 7 号
令和4年（2022年）12月22日提出

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について（議案）

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり一部改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

公設公民館において施設等の使用の手続きを変更するため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。
これが、この議案を提出する理由である。

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（令和４年教育委員会規則第 号）の一部を次のように改正する。

第１条を削る。

第２条中「熊本市公民館条例施行規則」の次に「(昭和２６年規則第２０号)」を加える。

第２条のうち熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則第１０条第２項の改正規定の次に次のように加える。

第１０条第４項中「(以下「熊本県・市町村公共施設予約システム」という。)」を削り、「使用手続き」を「使用手続」に改める。

第２条の条名を削る。

附則を次のように改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

修正	当初
<p>熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><u>【削る】</u></p> <p>熊本市公民館条例施行規則 <u>(昭和26年規則第20号)</u> の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条第2項を次のように改める。</p> <p>2 前項に規定する申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から行うものとする。 ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 団体が条例別表第1(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表及び別表第2に規定する施設等を1時間単位の使用時間区分により使用する場合 使用しようとする日の属する月の前々月の初日</p> <p>(2) 団体が前号に掲げる使用以外の使用をする場合 使用しようとする日の4月前の日の属する月の初日</p> <p>(3) 個人が使用する場合 使用しようとする日の14日前の日</p> <p><u>第10条第4項中「(以下「熊本県・市町村公共施設予約システム」という。)」を削り、「使用手続き」を「使用手続」に改める。</u></p> <p>附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><u>第1条 熊本市公民館条例施行規則(昭和26年規則第20号)の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第10条第2項中「属する月の前々月」を「4月前の日の属する月」に改め、同条第4項中「(以下「熊本県・市町村公共施設予約システム」という。)」を削り、「使用手続き」を「使用手続」に改める。</u></p> <p><u>第2条 熊本市公民館条例施行規則</u> の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条第2項を次のように改める。</p> <p>2 前項に規定する申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から行うものとする。 ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 団体が条例別表第1(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表及び別表第2に規定する施設等を1時間単位の使用時間区分により使用する場合 使用しようとする日の属する月の前々月の初日</p> <p>(2) 団体が前号に掲げる使用以外の使用をする場合 使用しようとする日の4月前の日の属する月の初日</p> <p>(3) 個人が使用する場合 使用しようとする日の14日前の日</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規則中第1条の規定は令和4年6月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、第2条の施行の日前においても、同日以後の公民館の使用に係る申請書の受付については、同条による改正後の第10条第2項の規定の例により行うことができる。この場合において、第2条による改正後の第10条第2項第1号の規定中「1時間単位の使用時間区分により使用する場合」とあるのは、「熊本市公民館条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第3項の規定による許可を受けて使用する場 合」と読み替える。</u></p>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。